

大阪広域水道企業団工業用水道事業供給条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

平成24年 3 月16日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団管理規程第 5 号

大阪広域水道企業団工業用水道事業供給条例施行規程の一部を改正する規程

大阪広域水道企業団工業用水道事業供給条例施行規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（負担金の算出） 第20条 条例第23条の規定に基づき基本使用水量を減ずるための申込みをしたときの負担金は、減量する水量に1立方メートル当たりの負担額を乗じて得た額とする。 2 条例第23条の規定に基づき工業用水道の使用を廃止したとき又は同第29条の規定に基づき給水施設の切斷をされたときの負担金は、基本使用水量から100立方メートル（基本使用水量が100立方メートル以下の場合は、当該基本使用水量）を減じた水量に1立方メートル当たりの負担額を乗じて得た額とする。 3 前2項に規定する1立方メートル当たりの負担額は、平成23年度の大阪広域水道企業団工業用水道事業会計決算書（以下「決算書」という。）における大阪広域水道企業団工業用水道事業貸借対照表の年賦未払金に、決算書の企業債明細書の未償還残高合計を加えたものを、廃止前の大阪府水道企業条例（昭和41年大阪府条例第42号）第3条第3項第2号に規定する1日最大給水量に相当する水量で除した額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。ただし、第16条の規定に基づく使用の廃止の届の提出日又は条例第29条の規定に基づく切斷の日が平成24年4月1日から同年6月30日までの場合においては、「平成23年度の大阪広域水道企業団工業用水道事業会計決算書」とあるのは「平成22年度の大阪府水道部工業用水道事業会計決算書」と、「大阪広域水道企業団工業用水道事業貸借対照表」とあるのは「大阪府水道部工業用水道事業貸借対照表」と読み替えるも	（負担金の算出） 第20条 条例第23条に規定する負担金は、減量又は廃止等する水量に1立方メートル当たりの負担額を乗じて得た額とする。 2 平成23年度における前項に規定する1立方メートル当たりの負担額は、平成20年度大阪府工業用水道事業会計決算書における大阪府工業用水道事業貸借対照表（以下「決算書」という。）の年賦未払金に決算書の借入資本金を加えたものを、廃止前の大阪府水道企業条例（昭和41年大阪府条例第42号）第3条第3項第2号に規定する1日最大給水量で除したものとする。（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）

のとする。

(履行延期の特約等)

第21条の2 条例第23条に規定する負担金のうち工業用水道の使用の廃止又は給水施設の切断に係るものについて、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第171条の6第1項の規定に基づき履行延期の特約をするときは、使用者からの書面による申請に基づいて決定し、書面により通知しなければならない。

2 前項の規定による決定をするときは、納付期限から5年以内においてその延長に係る履行期限を定め、特にやむを得ない理由があると認める場合を除き、履行延期の特約の申請の受付日(当該受付日が第21条の納付期限以前のときは、当該納付期限)の翌日から延期した納付期限までの日数に応じ、当該負担金に対し、年3.1パーセントの割合で計算した延納利息(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)を付すものとする。

3 前項の規定に定める延納利息の額の計算につき同項の規定に定める年当たりの割合は、^{じゆん}閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

4 前3項に定めるもののほか、履行延期の特約等に関し必要な事項は別に定める。

(料金等の減免及び負担金の免除)

第22条 (略)

(1) 企業団の工業用水道施設の損傷、災害その他給水上やむを得ない事情によって、工業用水の給水を停止又は制限した場合

(2) 使用者が、使用者の責に帰さない災害により、使用者の操業に要する設備等が被害を受けたことで操業が不可能となり、第16条第1項第2号に基づき休止期間が10日以上となる使用の休止届を提出した場合。なお、この場合における減免の対象となる休止期間は6か月を上限とする。

(3) (略)

2 条例第25条の規定により特別の理由があると認めて負担金の全部又は一部を免除する場合は、次に掲げる場合とする。

(1) (略)

(2) 同一企業内で、複数の給水施設の基本使用水量の総量を変えずに、各基本使用水量を調整する場合

(3)・(4) (略)

(5) 使用の廃止の届出日において、条例

(料金等の減免及び負担金の免除)

第22条 (略)

(1) 非常災害、工業用水道施設の損傷によって工業用水の給水を停止した場合

(2) 非常災害、工業用水道施設の損傷によって工業用水の給水を制限した場合

(3) 使用者が、使用者の責に帰さない災害により、使用者の操業に要する設備が被害を受けたことで操業が不可能となり、第16条第1項第2号に基づく使用の休止届を提出した場合(休止期間の上限を最大6月とする)。ただし、休止期間が10日に満たない場合は除く。

(4) (略)

2 条例第25条の規定により特別の理由があると認めて負担金を免除する場合は、次に掲げる場合とする。

(1) (略)

(2) 同一企業内で、複数の基本使用水量の総量を変えずに、各基本使用水量を調整する場合

(3)・(4) (略)

<u>第17条第2項の規定により決定された使用水量が零立方メートルの月が1月以上続いており、かつ、料金及び使用料を滞納していない場合</u>	
3 前2項に定めるもののほか、料金等の減免及び負担金の免除に関し必要な事項は、別に定める。	3 前2項に定めるもののほか、料金等の減免に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年3月31日以前に提出された減量の申込み若しくは使用の廃止の届又は同日以前になされた給水施設の切断については、なお従前の例による。